



住信 年金情報

PENSION NEWS



(平成23年12月2日)

⇒(平成24年4月16日修正)

年金信託部

東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

従業員減少に係る掛金の一括拠出に関する規約変更申請手続き等について その2

今般、年金確保支援法案の成立([平成23年8月4日付PENSION NEWS](#))に伴う従業員減少に係る掛金の一括拠出に関して、[平成23年10月27日付PENSION NEWS](#)にてご連絡していた内容について、厚生労働省から変更及び追加する旨を確認いたしましたので、ご連絡いたします。

なお、規約例につきましては、近日中に別途ご連絡いたします。

【変更内容】

変更内容につきましては、[平成23年10月27日付PENSION NEWS](#)
(http://www.smb.jp/business/pension/news/pension/stb/pdf/pennews_111027.pdf)を一部変更しておりますので、ご参照ください。

変更箇所の抜粋を、下記の通りご連絡いたします。

①対象先：厚年・DB／ 分割又は事業譲渡規定に関する規約変更日について

~~「分割又は事業譲渡規定」・・・規則改正施行日（平成23年8月10日遡及）~~

~~規則改正施行日（平成23年8月10日）以降の~~

~~初回事態発生日までに規約変更を行えばよい。~~

~~ただし、初回事態発生日まで遡及して規約変更可能。~~

（厚生年金基金）

原則として、平成23年度決算に係る代議員会で議決すること。ただし、検討開始遅延等やむを得ない事由がある場合は遅くとも平成25年度予算に係る代議員会までに議決すること。

（確定給付企業年金）

他の事項に係る規約変更の際にあわせて規約変更を行うこと。

~~規則改正施行日以降、変更規約の施行日（＝認可日）前に、分割・事業譲渡が生じた場合も、遡及の変更により従業員減少に係る掛金の一括拠出の対象となります。~~

※ 規則改正施行日以降、変更規約の施行日（＝認可日）前に、分割・事業譲渡が生じた場合も、従業員減少に係る掛金の一括拠出の対象となる（厚生労働省宛て確認済）ため、初回事態発生日以降に規約変更を行う場合は、初回事態発生日に遡及して規約変更することが必要と考えます。

②対象先：DB／規約変更手続きの区分（申請・届出）について

~~「分割又は事業譲渡規定」、「任意規定」とともに、代議員会の議決を経て変更の認可を申請することが必要（理事長専決は不可）~~

【厚生年金基金】

- ・「分割又は事業譲渡規定」、「任意規定」とともに、代議員会の議決を経て変更の認可申請をすることが必要（理事長専決は不可）

【確定給付企業年金】

- ・「分割又は事業譲渡規定」、「任意規定」とともに、変更の届出を行うことが必要（基金型については、代議員会の議決が必要（理事長専決は不可））

※ 届出不要。規約型確定給付企業年金における労働組合又は過半数代表者の同意も不要。

③対象先：DB／~~上記②の変更に伴う、届出~~時必要書類

~~・給付型DB基金・連合型DB基金の場合~~

~~<http://www.sumitomotrust.co.jp/pon/e-mail/pensionnews/dbkikingata1027.pdf>~~

~~・複数事業主の規約型DBの場合~~

~~<http://www.sumitomotrust.co.jp/pon/e-mail/pensionnews/dbkiyakugata1027.pdf>~~

※ DBについては届出不要。

【追加内容】

- 対象先：厚年・DB／規則改正施行日（平成23年8月10日）以降、規約変更前に、分割・事業譲渡が生じ、遡及して規約変更する場合、**脱退事業所に係る掛金の一括拠出規定に準じた算定方法**で、従業員減少に係る掛金の一括拠出規定を規約に定める必要があります。

以上